

2. 河川整備計画の目標に関する事項

2.1 計画対象区間及び計画対象期間

- 河川整備計画対象区間は、広島県知事管理区間とします。
- 河川整備計画対象期間は、概ね 30 年とします。

2.2 洪水、高潮による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

高潮に対しては、河口部において、伊勢湾台風規模の台風が台風期の朔望平均満潮時に広島湾に最も危険なコース（昭和 26 年 10 月ルースタ台風）を通過した場合でも、越水による浸水被害（越波による浸水被害は除く）の防止を図ります。

また、河川整備に加えて、流域全体で水災害リスクを低減するよう、沿川の背後地において市町等と連携して行う対策について、相互の連絡調整や進捗状況等の共有について強化を図るほか、デジタル技術を活用した水害リスク情報の充実や警戒避難体制の強化、地域の持続性を踏まえた土地利用規制や立地の誘導など、集水域と氾濫域を含む流域全体で、あらゆる関係者が協働して行う総合的かつ多層的な治水対策を推進します。

2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

瀬野川では平成 6 年の渇水時においても農業用水などに大きな問題は生じておらず流況は比較的良好と考えます。

そのため、貴重な動植物の生息・生育環境、景観を保全し、比較的良好的な現在の流況を維持します。また、渇水時には関連情報を収集し、状況把握や河川流量等に関する情報提供を行うなど円滑な渇水調整を行います。

さらに、河川の水質・流況改善については、流域の水循環のあり方を検討し、適切な下水道整備を促進するとともに、流域の市街化の進展及び土地利用の変化などに起因する水質悪化が懸念される際の対応など、住民や関係機関と連携を図りながらその対策を行います。

2.4 河川環境の整備と保全に関する事項

カジカ中卵型、ゲンジボタル、カワセミなど貴重な生物が生息する現在の良好な自然環境に配慮するとともに、瀬と淵、水際の植生を復元するなど、河川毎、地域毎の特性にも配慮した河川環境の保全に努めます。

河川空間の利用に関しては、都市部における貴重なオープンスペースとなっている中・下流部について、積極的な河川空間の利用が維持されるよう、河川公園等の保全について関係自治体や地域住民との連携を図ります。また、瀬野川を環境学習の場として提供し、河川愛護に関する啓発、支援を行います。